

平成 20 年 12 月 16 日

## 「渡り鳥への餌付け自粛をお願いします」

岩手県中央家畜保健衛生所 防疫課

平成 20 年 4 月に北東北および北海道で死亡した白鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出され、同ウイルスは当時本病が流行していた中国南東部または韓国から渡り鳥により運ばれ白鳥に感染したと推察されています。中国、東南アジアでは現在も本病の流行が続いており近隣国から渡り鳥を介して本病が我が国に侵入することが危惧されています。

万一、本病に感染した鳥が飛来した場合、餌付場所から人や車両等を介して本病ウイルスを一般家庭の飼養鳥や養鶏場に拡散する恐れがあります。

また、野鳥への餌付けは自ら餌をとることができなくなる鳥を生じさせるだけでなく、野鳥本来の餌ではない人の食物を与えることにより病気にかかったり、餌付けされた種のみが増加し生態系のバランスを崩したりすることもあります。

今年、全国的に渡り鳥飛来地での餌付け自粛を呼びかける看板の設置が広がっており、当所の管内でも雫石町の御所湖、紫波町の五郎沼に設置されました。

渡り鳥を含む野鳥への餌付け自粛についてご理解とご協力をお願いします。



御所湖畔に設置された餌付自粛看板



五郎沼に設置された餌付自粛看板